



(障害一時金の支給の申請)

**第十八条** 法第二十六条に規定する障害一時金の支給の申請は、障害一時金支給申請書(様式第十号)に、左に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

一 申請の際の症状及び障害の状態を記載した医師又は歯科医師の診断書

二 申請者が未復員者であつた場合においては、履歴書及び負傷又は疾病が未復員中における自己の責に帰することのできない事由による旨の申立書

三 申請者が未復員者以外の未帰還者であつた場合においては、その者がソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあつたこと及び負傷又は疾病が当該期間中における

自己の責に帰すことのできない事由による旨の申立書

四 申請者が法第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者であつた場合においては、負傷又は疾病が拘禁中ににおける自己の責に帰すことのできない事由による旨の申立書

五 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の規定による療養の給付(療養費の支給を含む)又は同法による改正前の法の規定による療養の給付(療養費の支給を含む)を受けている者が、前項に規定する障害一時金支給申請書を提出する場合においては、同項第二号から第四号までに掲げる書類は、提出することを要しないものとする。

(通知)

六 都道府県知事は、第一条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第十条及び第十二条第一項に規定する申請に対しても、その決定の結果を、申請者に通知しなければならない。

七 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する申請に対しても、その決定の結果を、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、申請者に通知するものとする。

(添附書類の省略)

**第二十条** この省令に規定する申請書又は届書を提出する場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事は、特別の事由があると認めたときは、添附すべき書類の全部又は一部を省略させることができることとする。

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。

(未復員者給与法災害給与施行規則等の廃止)

2 未復員者給与法災害給与施行規則(昭和二十七年厚生省令第五号)及び特別未帰還者給与法施行規則(昭和二十四年厚生省令第二号)は、廃止する。

(準用規定)

3 第五条、第七条及び第八条の規定は、法附則第九項及び第十項に規定する特別手当(令第三条の二第二項本文の規定によりその支給に関する権限を各行政機関の長、最高裁判所長官及び各議院の事務総長に委任したものと除く。)について準用する。

4 法附則第四十一項から第四十四項までに規定する療養の給付及び療養費の支給については、この省令中療養の給付又は療養費の支給に関する規定を準用する。

(法附則第四十五項の規定による手当の支給についての措置)

5 第五条及び第八条第一項の規定は、法附則第四十五項の規定による手当(令第三条の二第三項の規定によりその支給に関する権限を各行政機関の長、最高裁判所長官及び各議院の事務総長に委任したものを除く。以下同じ。)について準用する。

6 第八条第二項の規定は、都道府県知事が、法附則第四十五項の規定による手当の支給に係る未帰還者であつた者に関し、総務大臣若しくは地方公共団体の長から恩給法の規定による普通恩給若しくは扶助料(地方公共団体において支給するこれらに相当する給付を含む。)を受ける権利につき裁定があつた旨の通知を受け、又は厚生労働大臣から戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の規定による遺族年金を受ける権利につき裁定があつた旨の通知を受けた場合に準用する。

**附 則** (昭和二九年五月一五日厚生省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年三月三十一日から適用する。但し、別表の改正規定は、昭和二十九年十二月二十五日から適用する。

**附 則** (昭和二九年八月三日厚生省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月十五日から適用する。

**附 則** (昭和三〇年九月一九日厚生省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十年九月一日から適用する。

**附 則** (昭和三一年一一月二〇日厚生省令第五四号)抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この省令の施行前に提出された改正前の様式第六号による療養給付申請書、様式第七号による療養給付/療養費受給/継続申請書、様式第八号による現症証明書、様式第九号による療養費受給申請書、様式第十号による未帰還者留守家族等援護法診療報酬請求書及び様式第十一号(一)及び(二)による未帰還者留守家族等援護法/診療報酬/療養費請求内訳明細書は、それぞれ改正後の様式第六号による療養給付申請書、様式第七号による療養給付/療養費受給/継続申請書、様式第八号による現症証明書、様式第九号による療養費受給申請書、様式第十号(一)による未帰還者留守家族等援護法診療報酬請求書(病院・診療所用)及び様式第十一号(二)による未帰還者留守家族等援護法/診療報酬/療養費請求内訳明細書(病院・診療所用)とみなす。

**附 則** (昭和三三年八月五日厚生省令第二六号)

この省令中附則の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十三年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和三五年八月一日厚生省令第二三号)抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三七年五月一〇日厚生省令第二一号)抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三八年五月二日厚生省令第一九号)

この省令中第二条の規定は公布の日から、第一条の規定は昭和三十八年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和三八年一一月一日厚生省令第四六号)抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三八年五月二日厚生省令第一九号)

この省令の施行前に行なわれた法による改正前の未帰還者留守家族等援護法の規定による療養の給付に關する診療報酬の請求及び療養費の支給の請求については、この省令による改正前の未帰還者留守家族等援護法施行規則第十六条の規定は、なお、その効力を有する。

**附 則** (昭和四七年五月一五日厚生省令第二三号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、未帰還者に關する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者特別援護法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に關する省令(以下「遺族援護法施行規則等」という。)の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされている手続



備考	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪
沖縄県	府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県 香川
県	愛媛県 高知県
	一、〇〇〇円
	三、〇〇〇円

卷之三

申請者達定期

一十八歳未満の者については、この表に定める額の半額とする。  
二 本邦に入國後九十日以内に本邦以外の地域に帰郷する者については、一人当たり三千円（十八歳未満の者については一人当たり三千五百円）を支給する。  
第三 上記他が難鳴以外の場合

申 請 者 選 定 届  
右の者を、留守家族手当の申請について左記の者全員の被選定人に選定したことを届け出ます  
住 所  
未帰還者との続柄  
氏 名

距離	帰郷地の属する都道府県の庁の所在地までの距離に応じ、左の区分による。	金額
五〇〇キロメートル未満	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
五〇〇キロメートル以上一、〇〇〇キロメートル未満	一、五〇〇円	一、五〇〇円
一、〇〇〇キロメートル以上一、五〇〇キロメートル未満	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一、五〇〇キロメートル以上二、〇〇〇キロメートル未満	一、五〇〇円	一、五〇〇円
二、〇〇〇キロメートル以上	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円

楊氏第一号

		未 婦 遷 者 に 関 す る 事 項		未 婦 遷 者 に 關する事項	
		氏 名	留 守 家 族 に 關 す る 事 項	生 存 資 料	本 籍
		未 婦 遷 者 と の 続 柄	生 年 月 日	又 終 戰 時 の 身 職 分 類	氏 名
			職	合 平 昭 和 年 月 日	
			業	において生存の資料あり。	
			月		
			収		
			額		
最寄の郵便局名					生年月日
郵便局					

右申請します。  
令和  
年  
月  
日

申請者 氏 住 所  
名 所

都道府県知事  
備考  
一 未帰還者又は未復員者である場合は、「終戦時の職業又は身分欄」に、所属部隊名及び階級(官等)を記載すること。  
二 申請者が被選定人である場合は、申請者氏名の上にその旨を記すること。

知事殿  
一 未帰還者が未復員者である場合は、「終戦時の職業又は身分」欄に、所属部隊名及び階級(百等)を記載すること。  
二 申請者が被選定人である場合は、申請者氏名の上にその旨を付記すること。



